

地域包括ケアの推進について

【担当省庁】厚生労働省

1 地域包括ケアの推進に係る財源措置等

- 消費税の引き上げ再延期により地域包括ケアの推進に支障の生じることのないよう、地域医療介護総合確保基金などの社会保障の充実分について、必要な財源措置を講じていただきたい。
- 全国一律の予防給付を地域支援事業に移行し、多様化する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、地域の実情等を踏まえ、人的・財政的支援、事務負担軽減等の支援策を充実していただきたい。

2 介護事業者の勤務環境改善の推進

- 福祉事業者の勤務環境改善に資する協働化等の先駆的な取組が更に進められるよう、京都府の取組を採択していただきたい。

<京都府事業>

○ 勤務環境改善協働化モデル事業

人材確保や職員研修などに窮している小規模事業所を有する法人が協働し、勤務環境やサービスの質向上、離職率の改善等につなげるための取組の拡充

3 介護人材についての再就職準備金貸付事業の対象拡大

- 全国的に重要な課題である介護人材の確保が、特定の地域に偏ることなく実施できる仕組みとするため、全国一律の制度とするとともに、十分な財政的援助により事業が確実に進められるようにしていただきたい。

<国の制度>

- ・ 貸付上限額が 20 万円から 40 万円に拡充
- ・ 県境を越えた就職者も貸付対象とできるよう要件を緩和
- 貸付原資の補助対象が介護職の有効求人倍率が高い 10 都府県及び震災の被災地 4 県に限定される見込み ※ 京都府は対象外
- 従来から介護人材の確保に努め、有効求人倍率が低くなってきている都道府県に対しても、手当が行われる仕組みとするべき

<厚生労働省の概算要求>

◎ 地域医療介護総合確保基金(介護分)【事項要求】(28 年度当初予算 482.8 億円)

平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、地域における医療及び介護の総合的な確保するために必要な事業を支援

◎ 社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業 23.9 億円(新規)

少子高齢化や核家族の進行など、社会環境の変化による国民の福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、こうしたニーズに社会福祉法人が着実に対応し、地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、都道府県等を通じて、社会福祉法人による職員の人材育成や社会福祉充実計画に基づく事業の推進、経営体制の強化等の取組に対して支援

【現状・課題等】

1 地域包括ケアの推進に係る財源措置等

◎ 地域医療介護総合確保基金

高齢化が急速に進行する中、地域医療介護総合確保基金による介護人材の確保・育成や認知症対策の充実が急務

◆ 「地域包括ケアの推進」に関する平成 29 年度事業予定 (金額は要求ベース)

- ・ 京都認知症ケアセンターの整備 (20,000 千円)
- ・ 認知症総合対策の推進 (55,449 千円)
- ・ 在宅療養あんしん病院登録システム運営・推進 (77,567 千円)
- ・ 看取りプロジェクトの推進 (12,500 千円)
- ・ 地域包括ケア推進機構の設置・運営 (21,637 千円)
- ・ 地域包括ケア推進ネットの設置・運営 (19,000 千円)
- ・ 地域包括ケア総合交付金 (112,000 千円)

◎ 新しい総合事業への移行状況 (府内市町村)

- ・ 移行済み 4 市町村
- ・ 平成 29 年度に移行予定 22 市町村

移行に要する準備のために都道府県が実施する団体育成、地域包括支援センターの機能強化といった取組や市町村独自の取組に対しては、円滑な移行を促進する観点から地域支援事業とは別枠で支援を行うこととし、また、そのための十分な予算の確保が必要

2 介護事業者の勤務環境改善の推進

◎ 職場環境改善の継続的な取組の必要性

京都府内における介護関係の仕事をやめた理由については以下の意見があり、職場環境改善の継続的な取組が必要

◆京都府内の介護関係の仕事をやめた理由（複数回答）

※職場環境改善の理由を抽出（平成 27 年度 介護労働実態調査結果）

介護関係の仕事をやめた理由（複数回答）	全 国	京都府
施設の理念や運営に不満	21.6%	18.5%
他によい仕事・職場があったため	18.8%	29.6%
将来の見込みが立たなかったため	16.4%	16.7%

◎ 平成 28 年度勤務環境改善協働化モデル事業

◆構成団体

京丹後市内の 4 社会福祉法人、行政（京丹後市、京都府）

◆事業内容

府北部の小規模介護・福祉サービス事業者の連携により、個々の事業者単位では実施出来ない勤務環境改善の課題研究、ワークショップ・交流会・職員研修などを実施、地域での福祉サービス向上のため共同の取り組みを実施、離職率の低減や職員募集での地域の魅力作りにつなげる。

・具体的な実施内容

ワークショップ実施、協働での就業イベント開催を計画

◆課 題

地域内での利害関係もあるなか、協働での事業実施を行うため、地域ごとでの構成法人の共通理解・ルール作りが必要となり、地元行政を含めた調整が必要

→ 29 年度以降、府内各所に展開、地域ごとのモデル事業として実施、地元行政とともに事業実施するなかで、地域ニーズの受け皿としての機能の強化も進める。

◎ きょうと福祉人材育成認証制度（上位認証）

◆目 的

認証を取得した法人が、その後、認証時の取組について P D C A を続ける中で、次に目指すべきステージの指標として、上位認証を設定。

業界の模範となる法人として先進的な実績を持つ法人の取組を「見える化」し、目指すべき方向性を具体的に示すことで、福祉業界全体のモチベーションを高め、若者の福祉業界参入意欲を高める仕組みの確立を進める。

◆評価項目

(1) 上位認証基準（85 分野、13 の評価項目、112 の基準項目）

基準項目の例

- ・福祉職の役職（管理職）へのキャリアアップの機会がある
- ・新規採用職員の定着を促進する仕組みがある
- ・職位ごとに求められる能力もしくは育成目標が明確にされ、それに応じた育成の内容になっている 等

(2) 定量的指標（6 項目）

- ①離職率 ②入職 1 年以内の離職率 ③有給休暇取得率 ④第三者評価の A の割合 ⑤資格取得率 ⑥組織活性化プログラムの取組

(3) プレゼンテーションによる評価

3 介護人材についての再就職準備金貸付事業

◎ 介護福祉士修学資金等貸付制度における再就職準備金貸付事業

- ・貸付対象：離職した介護人材のうち、1年以上の経験を有する介護職員であって、福祉施設に再就職する者
- ・貸与額：再就職準備金（上限）20万円（1人につき1回限り）
上乗せ20万円（※28年4月の有効求人倍率が3倍以上、被災地等の人材確保が特に困難な地域）、貸付対象者（県境を越えた就職者）の要件緩和
- ・返還免除：再就職後、府内福祉施設において介護職員として2年間従事した場合、全額返還免除
- ・対象経費：子どもの預け先を探す活動費、介護に係る情報収集や学び直し代、被服費、転居費、通勤自転車・バイク購入費等

◎ 貸付原資の補助対象等の限定

本府では、従来から介護人材の総合的な確保事業の実施に努めた結果、介護分野の有効求人倍率は比較的低くなってきているが、このような努力を行った都道府県に対し手当が行われない仕組みでなく、また、都道府県間で格差がないようにする必要がある。

◎ 京都府における介護人材確保の取組

京都府介護・福祉人材総合確保事業

- ①介護・福祉人材総合支援センターの設置
- ②福祉人材育成認証制度の活用促進
- ③北部福祉人材養成システムの運営
- ④介護福祉士等修学資金貸付事業の実施 等により、

府全体の介護・福祉職が、平成27年度では2,384人増加（うち北部地域350人）

全国と京都府内の有効求人倍率（介護分野）の状況

	全 国	京 都 府	差
平成28年1月	3.01	3.37	0.36
3月	2.73	3.04	0.31
4月	2.64	2.58	△0.08
7月	3.01	2.79	△0.22

【京都府の担当課】

健康福祉部 高齢者支援課 075-414-4567
 介護・地域福祉課 075-414-4678